

第1回船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会 議事録

日 時：令和2年10月20日（火）14時00分から15時40分まで
場 所：市役所6階602会議室
出席者：小林委員、中島委員、高橋（弘）委員、松井委員、大井委員、長島委員、宮澤委員、布留川委員、高橋（章）委員、岡田委員、久保委員、藤井委員
欠 席：なし
事務局：松戸市長、建設局長、建築部長
【住宅政策課】齊藤課長、浅川課長補佐、澤田係長、木村氏、柏氏、川端氏、田畑氏
その他：市民安全推進課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、地域包括ケア推進課長、宅地課長、千葉県住宅課、ランドブレイン株式会社（2名）

- 【次第】
1. 委嘱状交付
 2. 市長挨拶
 3. 委員紹介
 4. 議事
 - (1) 委員長及び副委員長の選任
 - (2) 現計画の評価
 - (3) 新計画の方針について
 5. その他
- 【資料】
1. 施策・事業の評価
 2. 成果指標と船橋市の現状
 3. 住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画の概要（案）
 4. 本の章立て（案）
 5. 新旧基本体系（案）の比較
 6. 船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会設置要綱
 7. 船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会委員名簿
 8. 船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会の会議の公開に係る基準
- 住生活基本計画（現計画冊子）
高齢者居住安定確保計画（現計画冊子）
席次表

開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、「住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」策定委員会を開催いたします。本日は、委員の皆様方にはご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。委員長選任までの間、事務局で進行を務めて参りますので、よろしく願います。

会議に先立ちまして、委員の皆様には松戸市長より委嘱状を交付させていただきます。なお、市長が皆様のお席に参りますので、お席でそのままお待ちください。

1. 委嘱状交付

○松戸市長

委嘱状。船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員を委嘱します。期間は令和3年3月31日までです。よろしくお願ひいたします。

(委員全員に交付)

○事務局

続いて、市長にご挨拶いただきます。よろしくお願ひいたします。

2. 市長挨拶

○松戸市長

改めまして、皆さまこんにちは。本日は大変お忙しい中、策定委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。そして、今、委嘱をさせていただきましたけれども、委員をご快諾いただきましたことを改めて感謝申し上げます。

この計画は、平成28年にスタートいたしまして、今年度が最終年度ということになります。この間、色々な新しい施策を盛り込みながらやってきましたけれども、成果が挙げた部分とまだまだ不十分な部分がございます。市としても、これをまた次の計画に活かしていきたいと考えております。特に「すまいるサポート船橋」、高齢者の皆さまの居住安定の関係で、居住支援を社会福祉協議会の方に委託をさせていただいておりますけれども、この成約件数が圧倒的に伸びてきております。やはり、高齢者の皆さまの住まいの確保というものが、市の施策とともに非常に高い要望があるということが裏付けられている。これは、それぞれ不動産会社の方のご協力もありまして、この辺についてもさらに伸ばしていければと思っております。

本来、この計画は今年度に終了ということで、今年度中に策定をしたいと思っておりましたけれども、コロナの関係で会議を持てなかったということもございますし、また今、社会もどんどん変化している中で、計画の中にその辺も少し盛り込むものもあれば加えていければというふうに考えておまして、来年の夏くらいまで策定期間を伸ばして、そこまでに策定ができればと考えております。この辺につきましては、また、事務局の方から細かな説明をさせていただきます。

船橋市の人口は今64万人を超えて、政令指定都市を除くと一番人口が多く、また、人口も緩やかにではありますけれども確実に伸びている状況がございます。ただその一方で、空き家のこととかストックをどうしていくかなど、様々な課題も生じてきている中で、やはり行政としては何といたっても住まいというものが生活する上での一番の基盤になりますし、この辺をしっかりと行政としてまちづくりの中で作っていくことが64万人の市民を支える、また、安心して生活できる船橋を築くためには不可欠であると考えております。次期計画もこれからの時代を見据えた中で、色々な施策を打てる計画にしたいと思っておりますので、委員の皆様方からは、それぞれの分野から忌憚のないご意見をお出しただいて、修正すべきところは修正させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

皆様のご支援に対して、改めて感謝を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。これからもよろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございました。市長は公務の都合によりここで退席させていただきます。

改めまして、資料の確認をさせていただきます。まず、机の上に、本日の席次表と事前にお

送りした資料の一部差し替えを置かせていただいております。皆様ご持参いただいている資料のうち、恐れ入りますが、資料1について、机の上のものに差し替えをお願いいたします。

続きまして、念のため、ご持参いただいた資料の確認をさせていただきます。まず次第でございます。続いて、右上の資料番号でご確認ください。

資料1、施策・事業の評価

資料2、成果指標と船橋市の現状

資料3、住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画の概要（案）

資料4、本の章立て（案）

資料5、新旧基本体系（案）の比較

資料6、船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会設置要綱

資料7、船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会委員名簿

資料8、船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会の会議の公開に係る基準

そして、資料番号はございませんが、「住生活基本計画」、「高齢者居住安定確保計画」、それぞれの現計画の冊子をお配りしてございます。

不足等はございませんでしょうか。ありがとうございます。

では改めまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

3. 委員紹介

○事務局

お手元の資料7、船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会委員名簿をご覧いただきたいと思います。

初めに、学識経験者の皆様でございます。千葉大学 名誉教授 小林秀樹様でございます。

○小林委員

小林です。よろしくお願いいたします。

○事務局

和洋女子大学 名誉教授 中島明子様でございます。

○中島委員

中島でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

次に、関係団体の皆様でございます。一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会 船橋支部より高橋弘明様でございます。

○高橋（弘）委員

高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

公益社団法人全日本不動産協会 千葉県本部より松井皇一様でございます。

○松井委員

松井です。よろしくお願いいたします。

○事務局

一般社団法人千葉県マンション管理士会より大井清孝様でございます。

○大井委員

大井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会より長島由和様でございます。

○長島委員

長島です。よろしくお願いいたします。

○事務局

船橋市民生児童委員協議会より宮澤紀子様でございます。

○宮澤委員

宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

船橋市自治会連合協議会より布留川邦夫様でございます。

○布留川委員

布留川です。よろしくお願いいたします。

○事務局

船橋市老人福祉施設協議会より高橋章博様でございます。

○高橋（章）委員

高橋です。よろしくお願いいたします。

○事務局

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 千葉エリア経営部より岡田歩様でございます。

○岡田委員

岡田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、公募委員の皆様でございます。久保孝一様でございます。

○久保委員

久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

藤井純子様でございます。

○藤井委員

藤井です。よろしくお願いいたします。

○事務局

以上でございます。また、オブザーバーとして、千葉県住宅課から小林副課長にご出席いただいております。その他の列席者については、席次表をご参照ください。

なお、この会議は、会議録作成のため、計画策定支援事業者であるランドブレイン株式会社が毎回同席することとなりますのでご了承ください。

続きまして、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。時間の関係もございますので、一言ずつをお願いいたします。なお、順序につきましては、席次表に沿って、初めに小林委員から中島委員、次に高橋（弘）委員という順に半時計回りでお願いいたします。マイクは、その都度、消毒をさせていただいて、次の方に回すようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員

皆さまこんにちは、小林です。私は、この3月で大学を定年退職しまして、肩書きが名誉教授に変わっております。ただ活動内容自体は変わっておらず、これまで通り住まい・まちづくり活動を続けておりますので、よろしくお願いいたします。

コロナの影響を気にしてはしましたが、マイクを消毒することなので大丈夫ですね。よろしくお願いいたします。

○中島委員

中島でございます。私は、名誉教授になったのは、ちょっと小林先生より先輩かと思っておりますけれども、大学を辞めてから、特に住宅困窮者のことを色々見てきまして、コロナ禍で本当に困難な人がいる、どうしたらいいんだろうと思うことが沢山あります。その中で、船橋が色々支援をしているということで、心強く思っているところですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋（弘）委員

宅建協会の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、この会に参加するようになって、不動産会社ではありますけれども、障害者のグループホームや老人ホーム、高齢者のシェアハウスとか、そういうものを運営するようになりました。その意味では、仕事と理念が一致するこの会議に出ることが楽しみであります。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○松井委員

公益社団法人全日本不動産協会 千葉県本部の副本部長を務めております松井と申します。実際に、鎌ヶ谷で不動産業を営んでおり、船橋エリアを担当しております。微力ではありますが、がんばらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大井委員

千葉県マンション管理士会の大井と申します。私は、今、千葉県マンション管理士会の理事を担当しております。船橋市住宅政策課様にはいつもご協力いただきまして、我々の活動に

後援をいただいております。毎月第一日曜日の無料相談会、その他のセミナー・相談会等、色々後援をいただいております。今回はこちらの委員を拝命いたしましたので、がんばってやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤井委員

自分のこととしてこの計画を考えたいと思い、今回、この会議に出席させていただきます。大変興味を持っておりますので、何とか少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○久保委員

公募の委員にお願いしました久保でございます。2年半くらい前に和歌山からこちらに引っ越して参りました。ただいまURの賃貸住宅に住んでおりますが、この住生活基本計画に記載のある近居割の適用も幸いに受けておまして、ありがたいと思っております。昔は、住宅関係の行政機関に勤めておったこともございまして、今回、この計画の報道がございました関係で、皆さんとお話の場ができればと思っております。私自身にとっても、また、新しい市民になった身としても、田舎の状況も少しは比較しながら、皆さんとお話をさせていただいて、この計画をより理解したいと、そういう気持ちでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○岡田委員

UR都市機構の岡田でございます。URでは、船橋市内12団地1万1千戸の住宅の管理を行っております。一昨年の12月に、UR賃貸住宅ストックの多様な活用の方向性を定めた「ストック活用・再生ビジョン」を公表しております。UR賃貸住宅は、周辺の地域よりも高齢化が進んでおり、色々な課題に直面しながらも取り組みを進めているところでございます。この会議の中でも共通する課題があると思っておりますので、微力ではありますが、お役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋（章）委員

皆さん、こんにちは。船橋市老人福祉施設協議会の高橋と申します。前回の策定委員会も委員として参加させていただきました。前回は、サービス付き高齢者向け住宅の整備について少し考えさせられたかなと思っております。発言した記憶がございました。私どもの会について少し紹介しますと、市内の特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスといった施設長さんが会員となりました。現在、33会員の団体となります。こういった老人福祉施設に関して、「高齢者居住安定確保計画」の中でも色々考えていかなければならないと思っておりますので、皆様とご一緒に検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○布留川委員

船橋市自治会連合協議会副会長の布留川でございます。自治会連合協議会の中には、福祉部会という会がございまして、その部会長も務めさせていただいて、色々高齢者問題とか勉強させていただいております。担当の地区は中山地区、二子町西町会の会長でもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮澤委員

民生委員をさせていただいております宮澤でございます。今年の夏は非常に暑くて、高齢者の熱中症による孤独死が多く発生いたしました。これからどんどん災害が増えたり、熱中症

が増えたり、色々と高齢者にとっては条件が良くないかなと思っておりますので、そこら辺の部分の少しでも改善してお役に立てればいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長島委員

社会福祉協議会の長島でございます。先程市長からもお話しにありました通り、私ども社会福祉協議会は居住支援協議会という会議体を持って、活動させていただいております。その協議会のメンバーがこの会議にも何名もいらっしゃって、居住支援協議会の方は、どちらかという実践に近いようなところを取り扱っております。今回は計画ということで、私にとっても初めての経験なのですが、微力ではございますが精一杯がんばらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

どうもありがとうございました。

4. 議事

(1) 委員長及び副委員長の選任

○事務局

それでは、ここから議事に入りたいと思います。

議題(1) 委員長、副委員長の選出は、「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会設置要綱」第4条の規定により委員の互選となっております。どなたかご意見、ご推薦はございますでしょうか。長島委員、お願いいたします。

○長島委員

委員長には、住宅政策への見識が深く、経験も豊富でいらっしゃる小林先生が適任であろうかと思えます。いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。ただ今、長島委員から、委員長に小林委員をとのご推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。ご承認いただけましたので、委員長を小林秀樹委員にお願いいたします。

また、副委員長については、委員長の小林委員からご推薦いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小林委員

副委員長は、やはり学識経験の豊富な中島委員にお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。皆様にご承認いただけましたので、中島委員もお引き受けいただけますでしょうか。

○中島委員

分かりました。引き受けさせていただきます。

○事務局

ありがとうございます。それでは副委員長は、中島明子委員に決定したいと思います。それぞれ委員長席、並びに、副委員長席の方に移動をお願いいたします。

また、議事の進行にあたって、ご発言される方には事務局からマイクをお持ちします。その都度、事務局で消毒を行いますが、先程のようにマスクを着用したままでご発言いただきますよう、お願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻でございますが、15時30分頃を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以降の議事は委員長、よろしくをお願いいたします。

○小林委員長

最初に少しご挨拶ということですので、一言ご挨拶させていただきます。皆様の推薦により委員長を務めることになりました。よろしくをお願いいたします。先程、市長及び長島委員からお話がありましたけれども、困ってる人にアパートを斡旋する居住支援協議会というのがありますが、これは、全国的にみても船橋市は成功例というふうに見られております。住宅関係者及び福祉関係者の皆さんの努力のお陰だと思います。これらの活動を、是非、今後も伸ばしていければと思っております。その一方で、昨今、コロナの影響が住まいにもでているようです。高齢者住宅や福祉施設では面会制限が続いているようですし、その一方で、リモートワークの定着で職場周辺での暮らしというのが非常に重要になる。あるいは、東京都内での不動産取引が停滞している一方で、郊外での住宅取引が活発化しているということも言われています。いずれにせよ、そのような影響が一過性に終わってコロナが終息すればいいんですけども、もし今後も影響が残るようであれば、この計画の中でも考えていかなければいけないというふうに思っております。

以上ですので、どうぞよろしく申し上げます。中島委員も一言申し上げます。

○中島副委員長

もう付け加えることはないくらいですけれども、やはり、コロナの影響というのがこれからどうなっていくかっていうことがあるんですね。今、色々一時的な施策がありますけれども、なんとかもう少し恒常的に住宅政策を鍛えていくというか、強めていくことが求められているのではないかと気がいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小林委員長

よろしく申し上げます。それでは、議題に入る前に、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは資料8をご覧ください。本策定委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に

基づき設置する附属機関に準ずるものであるため、船橋市情報公開条例第26条の規定により、会議の公開が必要となっております。したがって、こちらの資料8のとおり「船橋市住生活基本計画策定委員会の会議の公開に係る基準」を制定しております。

この会議につきましても、ホームページで事前に市民の方々に周知いたしましたが、本日の傍聴者はございません。

この基準の規定によりまして、会議終了後に速やかに会議録を作成して閲覧に供することとなっております。また、情報公開条例第7条に基づき、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの等については、不開示情報といたします。なお、作成した会議録は、公開前に委員の皆様にご確認をお願いいたします。

以上です。

○小林委員長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。私から一点確認ですが、会議録は、個人名が入った形になるのでしょうか。

○事務局

議事録の中には、委員の皆様のお名前が入りますけれども、会議の中の発言で出てきた個人名等については、伏せられる形になる予定です。いずれにしても、公開前に皆様に見ていただいてからの公開となります。

○小林委員長

はい、分かりました。会議録は委員の皆様の名前が入った上で、事前確認を行うということです。他に何か質問はありますでしょうか。

それでは議題に進みます。まず、本日の出欠の確認をお願いします。

○事務局

本日は12名の委員、全員出席でございます。

○小林委員長

会議が成立しているということです。

それでは、議題（2）現計画の評価に入ります。事務局から説明をお願いします。

4. 議事

（2）現計画の評価

○事務局

「現計画の評価について」ご説明いたします。資料1「施策・事業の評価」をご覧ください。こちらは、現計画に掲載されている事業の平成30年度時点の実績と評価を各課にお願いしたものです。

内訳としては、市で実施した事業のうち、Aの「概ね目標を達成できたといえる」が40事業、Bの「ある程度達成できたが、目標達成には改善・工夫が必要といえる」が5事業、Cの「目標を達成するには抜本的な見直しが必要である」とEの「その他」が合わせて11事業ありました。

Eの評価がつけられた理由としては、そもそも目標値や指標にそぐわない事業であったり、年度によってその差が大きい事業であること等が挙げられます。

具体的には、左側に記載した番号で 29 番「終身建物賃貸借制度の認可とその情報提供」という事業を掲載しておりますが、これは、申請のあったものを審査し、認可した情報をホームページや窓口で情報提供するものです。事務事業としては重要であるものの、問い合わせ自体がほぼ想定できないような狭い分野に関する事業につきましては、評価にそぐわない事業として「E」としております。

次期計画では、このような事業ではなく、計画の成果を計るのにふさわしい成果指標を厳選することにしたいと考えております。

続きまして、資料 2「成果指標と船橋市の現状」をご覧ください。住生活基本計画と高齢者居住安定確保計画の目標は重複しておりますので、住生活基本計画の目標の指標をいくつかご紹介いたします。全体としては、概ね良好に推移しておりますが、いくつかご紹介いたします。

まず、基本目標 1 の上から 4 番目に記載しております「高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率」についてですが、こちらは平成 25 年時より 0.8 ポイント下がっております。それまで市で実施していた要支援や要介護の方等を対象とした住宅改修事業に加えて、平成 28 年度より予防の為のバリアフリー化を促進すべく、新規で住宅バリアフリー化等支援事業と分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業を実施しておりました。それにも関わらず下がってしまった原因としましては、高齢者世帯数の増加が挙げられます。資料の 10 ページをご覧ください。10 ページの上の表で「高齢者世帯数の推移」を掲載しております。ご覧いただくとわかるように、高齢者世帯数は急激に増加しており、特に高齢単身世帯の増加は顕著に表れております。

次に、戻りまして、基本目標 2 の上から 5 番目に記載しております「長期修繕計画があり、定期的に見直している管理組合の割合」についてですが、こちらは平成 30 年度に実施した分譲マンション実態調査の結果、6.7 ポイント上昇しており、目標には到達していないものの、順調に推移していることが伺えます。

最後に基本目標 4 の一番上に記載しております「船橋市を住みよいと感じている市民の割合」についてですが、こちらは令和元年度の市民意識調査の結果、住みよいと感じている市民の割合が 8 割を超える良好な結果となりました。

「現計画の評価」について以上でございます。

○小林委員長

ありがとうございました。それでは、皆さんから、この現計画の評価について、ご質問やご意見ありますでしょうか。

では、お願いいたします。

○布留川委員

評価の点で 2 点ほど申し上げたい。市営住宅につきましては概ね目標が達成されているとありますが、優先入居につきましては引き続き、実行していただきたいと思っております。

それから 2 点目、資料 1 の 21 番にある空き家の適正管理について。空き家につきましては、色々複雑な事情があり、難しい点があるようでございます。85 歳以上の人口が、日本は世界で第 1 位となっております。また、4 年後の 2024 年には、3 人に 1 人が 65 歳以上、その翌年、5 年後の 2025 年には、団塊の世代全てが 75 歳以上になる。ますます高齢者が増えてま

います。現在では、子どもが成長すると親から離れまして、実家での同居を拒否する、核家族状態になるケースが増えています。これも空き家になる原因だと思われます。現在、市民安全推進課で調査を実施しておりますが、船橋市には3,000戸あまりの空き家があり、その内、不良空き家が約900戸あるということでございます。私ども町会では、生活する中で、荒れ果てた空き家があることは、防犯上心配でなりません。前にも述べたように、子供が親の近くに住んでいないことも一因だと思われます。この不良空き家に対して、所有者を見つけ出すことは急務と思われます。最近はふるさと納税を活用して、一人暮らしの親の見守り、お墓の手入れや空き家の管理を行っている自治体もあるようでございます。空き家の有効活用とともに行政の適切なご指導をお願いいたします。以上です。

○小林委員長

はい、ありがとうございました。

2点大きくありましたけれども、前半の市営住宅の優先入居について、事務局からいかがですか。たぶん、私が委員の声を代弁すると、A評価になってますけど、AではなくB評価くらいでいいんじゃないか、というような主旨に聞こえました。市営住宅についてはいかがですか。

○事務局

市営住宅の入居につきましては、評価の問題もありますが、従来から現在に至るまで、例えば、高齢者の方や障害のある方といった区分を設けて、供給数を増やすとともにそういった区分の中で優先入居を実施して参りました。これにつきましては、今後、市営住宅の供給についてのあり方を考える中で、基本的には優先入居のあり方というのは継続していく方向で考えているところでございます。以上でございます。

○小林委員長

数値目標の市営住宅の子育て世帯の入居率が減っているのは、全体の高齢化が進行しているという影響で、新たに入居される方については、今の優先入居などが一定程度機能していると、こういう主旨でよろしいですか。

○事務局

はい。

○小林委員長

そういうことだそうです。では、もう一点の空き家についてはいかがでしょうか。

これも、私が委員の声を代弁すると、B評価ですけど、C評価くらいでいいんじゃないかという主旨に聞こえましたが、いかがでしょうか。

○市民安全推進課長

空き家につきまして、空き家の適正管理をできるだけ所有者の方をお願いすること、それから、管理のされていない極めて危険なもの等につきましては、特定空家等と言いまして、空家等対策特別措置法という法律の中で管理を促し、管理していただければ勧告、最終的には代執行ということで、管理されていない空き家を除却するという法律上の仕組みがございます。こちらを適用させる準備を本年度進めており、両面から進めているところでございます。ただ、先程、委員のお話にもありましたけれども、空き家所有者がまず相続等で多岐にわたってしまって、なかなか連絡が取れないというケース、あるいは、空き家と言いましても間

題が色々ありまして、建物が危険である、あるいは、樹木や雑草が近隣の迷惑になる、あるいはハチの巣があるとか、様々なケースがございまして、すべて市で対応するという訳には参りません。基本的には所有者の方に対応していただかなければいけないということで、かなり解決まで時間ですとか労力がかかるというのが現状でございます。空き家につきましては、空家等対策計画という計画を今年度、この計画と並行して策定作業を始めたところですので、そちらでも議論いただきながら、今後の方向を考えて参りたいと思います。

○小林委員長

よろしいでしょうか。空き家問題は、今後の新計画でも重要なテーマになってくると思います。

他に、いかがでしょうか。

○高橋（章）委員

船橋市の現状についてということで、課題の捉え方について質問です。26ページの「3 住宅セーフティネットの構築」ということで、世帯年収が200～300万未満のデータが載っており、29ページの障害者の方というのは、一概には言えませんが、世帯年収は非常に厳しいなと感じます。その下に、外国人の増加ということが載っているのは、外国人は増加していて、なおかつ世帯年収も200～300万未満で、住宅におけるセーフティネットの部分で課題と捉えているという現状の見方でいいのでしょうか。少し教えていただきたい。

○小林委員長

事務局、お願いいたします。

○事務局

データとしましては、世帯収入の状況や、障害者、外国人ということで区分してあることが、住宅セーフティネットの構築の中にあるために、そのように見えるかと思えますけれども、住宅セーフティネットの概念の中で、住宅確保要配慮者の属性として、障害者と外国人は、同じように取り扱われている属性ですので、そういったことで並べている資料でございます。

○小林委員長

これを重視するかどうかは、これから計画の中で皆さんのご意見を承ります。

他に、いかがでしょうか。

○長島委員

基本目標1の指標の4番目「高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率」というところで、現状40.4%というふうになっているのですが、バリアフリーといっても色々なレベルがあると思うんですね。すべてフラットにして新築の時からなっているものから、介護保険でも、いくら出すと最低限のバリアフリーができると、そういったレベルまであるんですが、どれを捉えての40%なんですか。

○小林委員長

お願いします。

○事務局

こちらの「一定のバリアフリー化率」ですけれども、統計上の定義ということで、「住宅・

土地統計調査」という統計の中で定義がされているものでして、2ヶ所以上の手すり設置ですとか、そういった基準を満たすものを「一定のバリアフリー化」と呼んでいます。

○長島委員

今、2ヶ所以上の手すりとおっしゃったんですが、バリアフリーについては、全く必要としていない高齢者も沢山いらっしゃるし、絶対にそういうふうになってなければいけないという高齢者もいると思うんですが、そういったところは考えずに、高齢者という一括りの枠の中で、どのくらい整備されたかという数字と捉えてよろしいでしょうか。

○事務局

はい、左様でございます。こちらについては、あくまで統計上の数字ということで、65歳以上の方が住んでいる住宅を機械的に判定しているものでございます。

○小林委員長

他に、ご質問・ご意見ありますでしょうか。

○久保委員

現状の資料の中身について、皆さん色々ご提案されているんですが、この資料2は、計画の本体に盛り込まれる基礎データという意味で理解してよろしいのでしょうか。将来この計画書に収録される基本的データ、議論するためのタネで、将来、これは修正されて、本の中に収録されると、そういう意味ですか。

○事務局

本日示しました資料2につきまして、基本的には現行計画で掲載している資料を5年前の資料と比較できるように今回掲載したのと、追加で関係ありそうなところを載せているというところです。委員がおっしゃられる通り、これが基になって議論していただいて、必要に応じて加除をして、最終的には計画の冊子に載っていくということになります。

○久保委員

そういう点からして、私も読み込みをしていく中で、こういう資料も補完的に追加されれば、より全体が分かり易いのではないかという意味で2、3点あります。高齢者居住安定確保計画、現計画の中での12ページ(6)高齢者向け住宅の説明は、この表で完結しています。高齢者の住まいの概要として1ページで、各住まいの内容なり、入居者の状況なりがより詳しく出てる表があります。そういうのも併せて、用語的な説明もあわせて必要なんではないか、というのが一点。

それから、追加資料的に、23ページ2-3(1)下の図の空き家の状況についてなんですけれども、高齢者計画では、地区別、例えば、東西南北別に地区を分けた説明がありましたので、空き家の戸数も今後の市場化を狙った展開とか、北部と南部の違い、同じ戸建てでもあるいは集合住宅でも、戸数の多寡があったり、地区別の状況の差が少し分かるのであれば、そういう整理の仕方もあるのではないかと思います。

29ページに、先程、外国人のお話がございましたが、行田団地も結構外国人の方がお住まいになっておられて、研究生や大学生、技能労働者とか色々なパターンの方々がいらっしゃる。職種にこだわるのではなくて、国別の分類、ベトナム、フィリピン、タイ、中国、そういった方がもし属性としてわかればいい。ある程度、問題意識として、この調書自体がそういう外国人の方々に対するひとつの視点として、見方がやさしく見える。障害者の方についても

そうですけれども、色々なデータを詳しく掲載する方法が、もしこの調書全体にあれば、差別という観点ではなくて、同じ同胞としての受け入れ対象として、我々が見ているんだと、そういう姿勢が若干この資料で現れることも必要なのではないか、という気がいたします。

最後に、32 ページにある市営住宅の全体概要がよくわからない。これも地区別に、設置戸数や入居戸数、高齢者戸数、優先入居戸数といったものがどれだけあるのか、また、空き家がどれだけあるのか。そういう整理が読んでいて分からなかった。そんな感じがいたします。

第8章の予定のものは、最後にあるんですが、これは、これからまだ色々追加資料が出てくるんであろうなというふうに感じました。まだ読み込みが足りないので、この読み込みだけで課題を拾いだすわけにはいかないんですけど、皆さんと一緒に議論させていただきたいと思います。

○小林委員長

事務局からいかがですか。

○久保委員

個々の結果はまだ分からないでしょうから、検討して追加できるものがあれば追加するというところでお願いします。

○小林委員長

資料については今後追加していくということでよろしいですか。

○事務局

はい、必要に応じて加えさせていただきます。

○小林委員長

今のご指摘は、この検討会のスケジュールとも関わってきます。例えば、今回は、かなりまとまったものが出てしまう段階だと、今の細かい資料についてのご意見というのが反映しにくくなってしまうので、細かい資料については、早めに委員の方にお届けして事前にご意見をいただくとか、あるいは委員会の開催スケジュールをうまく検討するとか、そういうふうなご検討をいただければと思います。

他に、いかがでしょうか。

○中島副委員長

いくつか教えていただきたいことがございます。まず、資料1の4番に「親・子世帯近居同居の支援」とありますね。私は、この近居同居論が出たときから、同居論というはどうだろうと思っていました。かなり色々な意見があった中で、むしろ近居は非常にいいと思いますが、同居は、もちろん希望する方はいらっしゃいますけれども、どうなのかと思ったんですが、結果的に近居と同居の支援は、どのくらいの割合だったんだろうか、どのくらいの件数があったんだろうか、というのが一つ。

次に、5番目を見ていただいて、「家賃低廉化支援事業」はすごく重要なんですよね。セーフティネット論の中で、専用住宅を決めて、それに対して家賃低廉化事業をやることによって、(住宅に困っている方が)入りやすくなるだろうと、そういうふうに期待していた訳です。それで、実績が4件とありましたけれども、B評価になってますね。これは、実際には予算上何件あって、そのうち4件だったから、思ったよりは少ないというふうに評価しているのかどうか。東京都内で予算を付けて低廉化事業をやったところでは、実績がほとんどないんで

す。八王子市以外は、低廉化事業で予算を付けたのに実施がなかったという状態の中で言えば、4件あるというのはすごいことなのか、あるいは、そうではなかったのか。これをちょっと教えて欲しい。今後にとっても重要で、予算枠を増やしていくのか増やしていかないのか、ということが一つ。

それから16番、分譲マンションの耐震診断助成の実績が0件になっています。実績がなかったけれども、概ね目標達成したという評価になっていて、費用の助成をします、といっているのに対する評価はどうなんだろうと思いました。やっぱり安全対策からみて、今後のマンションについては耐震診断の数を増やしていくということが大事だと思うんですけども、その点もどうかということをお教えください。

あと一つ大事なのが、37番、「住宅確保給付金」とありますよね。これは住宅政策課の担当ではなくて、生活支援課の担当なんですね。居住支援協議会でも、たぶん活用してるのではないかと思います。特にコロナ禍になって、住宅確保を申請するための要件がだいぶ緩和になったんです。必ずしも仕事を探しているとかそういうことはしていないとか、いくつかその要件がいらなくなって、これについては、ほぼ申し込みがあった人に対して支援できたのか、あるいは最初からの予定が20件だったので達成できたのか。申し込みがあったのに入居できなかった人がいたのではないかと、というようなところをお教えいただければと思います。今、予想以上に「住宅確保給付金」が増えているんです。住宅の家賃だけでも支援してもらえば生活が維持できるけれども、1回限りで一時的なものですから、今後、また困難な人が出てきそうで、居住支援協議会にも出てくる課題だと思います。

○小林委員長

全体で4点ありましたので、順番にお願いいたします。

最初は、同居近居の比率が知りたいということでした。

○事務局

順番に回答いたします。まず、4番「親・子世帯近居同居の支援」事業の近居と同居の内訳についてなんですけれども、こちらに掲載しております平成30年度の実績では、同居が21件に対して近居が56件です。

○小林委員長

近居の方が多ということですね。

2番目はいかがでしょうか。家賃低廉化の実績4件というのをどう評価するか。

○事務局

「家賃低廉化支援事業」ですけれども、予算10件に対して実績が4件でした。こちらは30年度の実績ですが、6月に住宅の募集を行いまして、入居者の募集は8月から開始しました。その後、審査してマッチングということで、実際に入居を開始できるところが10月からになってしまった関係で、通年で10件という目標だったんですが、実際半年分というふうになってしまったので、そういう意味合いもありまして、Bのある程度はできたが、目標達成には改善・工夫が必要といえるという評価をしております。

○小林委員長

よろしいですか。では、3番目をお願いします。

○事務局

16 番の「マンションの耐震診断費用の助成」について、こちらは、実績をご覧になっていただくと、木造住宅耐震診断助成として 18 件あります。タイトルがマンション耐震診断費用の助成となってしまっておりますが、木造住宅の耐震診断助成も含めて回答していただいております。木造住宅に関しては 18 件、分譲マンションに関しては確かに 0 件ということなんですけど、こちらを総合して A の概ね目標を達成できたということで回答いただいているかと思えます。

○小林委員長

タイトルが良くないということですね。「マンションの」とついていると誤解を招くように思えます。

では、最後の 4 番目、「住宅確保給付金」についてはいかがですか。

○事務局

37 番に関しましては、委員がおっしゃる通り、コロナ禍で要件が緩和されております。こちらに載せているのは平成 30 年度の実績になりますので、確認の上、次回、回答させていただきたいと思えます。件数はかなり大幅に増えていると思うんですけども、手元の資料で確認ができないので、次回、回答させていただきたいと思えます。

○小林委員長

ただ今の補足説明を踏まえて、今後の計画の方針を後半で議論したいと思えます。

他に、いかがでしょうか。

○事務局

今いただきました資料要求や、ご意見に対するご回答については、この後、お返ししたいと思うんですが、元々のスケジュールを申しますと、次の第 2 回は、1 月から 2 月にかけて、素案をお示しするような形で考えておりました。ただ、そこまで期間が結構長くございますので、それより手前のところで、私ども事務局の方で確認して作れる資料は作りますし、所管課に回答を求めものは求めるという形で、委員の皆様方に資料をお送りして、お示ししたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと存じます。以上でございます。

○小林委員長

追加資料については、次回、あるいは前倒しで皆さんにご報告できるのではないかとということでした。よろしく願います。

他に、いかがでしょうか。

○高橋（弘）委員

資料 2 の 1 ページ目、現計画の成果指標ということで、初めに読んだときには、現状・中間・目標というのは、なんとなくそのまま読み飛ばしてしまったんですけど、よく見ると、時系列がよく分からないし、どういうことで、数字が整理されているのか。例えば、住宅政策課でいうと、「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合」というのは、現状が平成 27 年 2.0%、中間が令和 2 年 2.4%、目標が平成 32 年で 3.0%ということになっているんですけど、こういうふうに、中間が令和 2 年となって、現状よりも新しくなっているものもあれば、違うものもあって、内容がよく分からないので、ご説明いただければと思えます。

○事務局

こちらの資料2なんですけれども、現状と目標に関しましては、資料9の現行計画に記載させていただいております平成28年度に策定した際の数値、その時に記載させていただいた現状値と目標値をそのまま記載しております。一方、中間値に関しましては、「住宅・土地統計調査」を基に出す数値が多かったために、平成30年というふうに記載させていただいているものが多くなってはおりますが、それ以外で、更新できるデータに関しては、令和元年だったり令和2年というふうに記載しております。

○小林委員長

中間という言葉が誤解を招いているということですね。

少し時間が経過したので、今後の新計画について説明いただいて、この内容については、また、改めて振り返るということを進めたいと思います。

では、事務局から新計画の説明をお願いします。

4. 議事

(3) 新計画の方針について

○事務局

「新計画の方針について」ご説明いたします。資料3をご覧ください。こちらの資料では、計画の目的、位置づけ、期間、法制度等を記載しております。

平成28年3月に「船橋市住生活基本計画」の改定及び「船橋市高齢者居住安定確保計画」の策定を行い、市民が安心して住み続けられる地域社会の実現のために、住宅の確保と質の向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和2年度をもって、両計画の計画期間が終了を迎えることから、本市の住宅施策を長期的な視点から一体的に整理・体系化し、今後の住宅政策を展開する際の方向性を示す計画として、「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」を策定します。

「2. 計画の方針」に示したとおり、「高齢者居住安定確保計画」は、「住生活基本計画」に包含する形とし、またその「住生活基本計画」では、「住生活基本法」に基づく新たな全国計画、国の「住生活基本計画」の視点を取り入れております。

これまでの全国計画では、「①居住者の視点」「②住宅ストックからの視点」「③産業・地域からの視点」の3つの視点と8つの目標が掲げられておりました。

この度の全国計画の中間とりまとめ(案)では、これまでの3つの視点に加え「まちづくりの視点」が加わり、4つの視点で検討がされているところです。

そこで、現行計画から変更する点としまして、より実効性のある計画とすべく、居住者への支援から都市計画に至るまで幅広い視点を並列に盛り込んで掲載していた形から、全国計画における、居住者の視点と住宅ストックの視点を中心にする形で整理していることです。

とはいえ、住生活は居住者と住宅のみで成り立つものではなく、全国計画でもまちづくりの視点が加えられる等、防災や周辺の環境も含めて充実させる必要があることは前計画と変わるものではございませんので、これらの分野やまちづくりの視点については、別の章で掲載する方向で検討しております。

なお、「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」は以後、「住・高計画」と呼称させていただきますので、ご了承ください。

次に、「3. 計画の位置づけ」についてですが、まず、「住生活基本計画」と「高齢者居住安定確保計画」の関係性を2ページ目の上の図で示しております。続いて、下の図をご覧ください。「高齢者居住安定確保計画」は地域包括ケアシステムの住まい部会の目的を達成するものでもあります。そのことを三階層になっている上の部分で表現しております。次に住まい部会を含む5つの部会から成り立つ地域包括ケアシステムは、「高齢者保健福祉計画・介護保険

事業計画」に含まれていることから中間層と最下層部分で表現し、関係性を表しました。

続いて、「4. 計画の期間」ですが、次期計画の計画期間は国が策定する全国計画に倣い、計画開始年度を令和3年度とし、令和12年度までの10年間とします。

次に新計画の章立て（案）についてご説明いたします。資料4の「本の章立て（案）」をご覧ください。

まず章立て（案）ですが、第1章に計画の目的、位置づけ、期間を掲載します。現行計画では法制度等の記述がなかったため、新計画では法制度等の記述をここに追記いたします。

第2章では船橋市の現状を表やグラフで示します。本日は資料2で5年前との比較データを示しておりますが、今後必要に応じて加除していく予定です。

第3章の「市の住宅政策の現状分析」では、第2章で示した表やグラフから現状を分析した結果を掲載する予定です。

続いて、第4章で住宅政策の基本理念・基本目標を掲載します。基本理念については、現行計画の理念を継承し、引き続き「人にやさしく安全に安心して住み続けられるまち」の実現」とすることを考えています。

次に基本目標についてですが、先程もご説明した通り、新計画では全国計画の見直し（案）にある居住者の視点と住宅ストックの視点を中心にする形で整理する方向で考えております。

次に、第5章では、政策の基本方向を掲載します。施策の基本方向に沿った施策を掲載していく予定です。

続いて第6章で、重点施策を掲載します。ここでは第5章（1）、（2）からそれぞれ重点となる施策を抽出し、数値指標を設定します。

次の第7章は、「高齢者居住安定確保計画」について記載します。

最後に第8章は、「計画の実現に向けて」として、推進体制のほか、市営住宅の今後のあり方や都市計画マスタープランや地域防災計画等の本計画と関連の深いその他の計画を掲載することを考えています。

以上が本の章立て（案）になります。

続きまして、資料5をご覧ください。先程の資料4の第4章、7章、8章について、基本体系（案）を基にご説明いたします。

まず、左側の現行計画では（1）～（4）までの4つの基本目標を掲げております。右側の新計画（案）では、居住者の視点として、左側の現行計画の（1）と（3）の概念を右側の新計画の（1）住宅セーフティネットの充実に集約しています。そのため、資料の青の矢印になりますが、右側の新計画（案）の施策の方向につきましても「1-1子育て世帯の居住環境整備」や「3-1住宅確保要配慮者への対応」を包含した言葉として右側の新計画（案）の「1-1住宅セーフティネットの充実」としました。次に住宅ストックの視点としては、左側の現行計画の（2）の部分そのまま移行いたします。これは緑の矢印で示しております。

そして、基本目標の3つ目は、高齢者の視点として、「（3）高齢者の多様な住まい方の充実」を掲げます。新計画（案）では、「高齢者居住安定確保計画」は「住生活基本計画」に包含する形として考えておりますので、「住生活基本計画」の施策の中から、高齢者の多様な住まいの充実につながる事業を抽出し、「高齢者居住安定確保計画」として改めて捉えなおした形で掲載します。

また、もっと大きなまちづくりの観点や左側の現行計画の基本目標の「（4）安全で良好な居住環境の実現」に入っている防災や環境の観点については、資料4の章立て（案）の第8章の8-2にありますように本計画と関連の深いその他の計画として掲載する予定です。

続いて、資料5の2枚目をご覧ください。こちらは、今ご説明した新計画（案）に、現行計画に掲載されている主な施策メニューを追加したものです。これは新計画でこのまま記載するというわけではなく、あくまで参考のため記載しておりますので、今後修正していくこと

となります。

「新計画の方針について」以上でございます。

○小林委員長

ありがとうございました。それでは皆さんからご意見をいただきたいと思います。ご意見、内容はどこでも結構ですので、お願いします。

資料5、施策の方向で右側の内容は、こういうものでいいかどうか、あるいは、これを付け加えたらどうか、そのようなことが中心になるかと思えます。いかがでしょうか。

あるいは、この会議に関わる皆さんが日頃思っている住宅政策に対することで、こういうことを是非重視していただきたいというご意見でも結構です。いかがでしょうか。

○久保委員

資料3の2ページ目の「4 計画期間」について、従来5年で市として作成されていたものが、令和12年までの10年間というかなり長いスパンになっており、これは法律上の縛りがあるのか。この間、極端な船橋市の人口減少はないと思えますけれども、10年間とした理由はありますか。全国計画との関連や空家対策措置法と関連して相互にリンクするなど、10年の縛りが効くのか効かないのか。

○事務局

今回10年間の計画と考えておりますが、こちらは、国に合わせて10年間と考えております。ただ、10年間そのままというわけではなくて、国と同様に5年目に必要に応じて見直しを行うことを考えております。

○小林委員長

他に、いかがでしょうか。

○中島副委員長

新しい計画の中で、施策の方向として住宅セーフティネットがかなり充実されている。それから住宅ストックの質の向上とあわせて施策の方向が整理されてるのは船橋らしくていいなと思えます。ただ、いくつか分からない点があって、資料5の「参考」、「基本目標（1）多様なニーズに応じた住まいづくりの推進」となっています。「多様なニーズ」というのは、国が出してきた言葉のひとつではあるんですけども、色々な人たちの住まいづくりということで、例えば若者だとか、そんなことも入ってくるわけです。ここで、施策の方向と主なメニューを見ていきますと、どちらかといえば、住宅の確保に困難な人のことが書いてある。親子同居近居はちょっと違うのかもしれないけど、これを「（1）多様なニーズに応じた住まいづくりの推進」というのは、少しタイトルが違うので、「安心して住み続けられる住まいへの支援」など、そこを検討した方がいいのではないかと。それが船橋の特徴ではないかと思えます。

それから施策のメニューで、今、国で議論している中で、居住支援法人の活用というのが、かなり中心になって出てきているんです。それがここには全然出てきていない。居住支援法人が出てきたのはなぜかと言うと、困難な人の問題について、住宅を確保するということについては、宅建さん、全日さんなどが色々努力して、ハードな器は確保するということが、それだけでは困難な人たちが住み続けられない。居住支援法人という形で、色々なソフトな支援、見守りや自立のための就職支援など、そういったものを含めてやっていかなければいけないんだということが分かってきたから、それをしてくれる居住支援法人が非常に重要じゃないかということです。ある意味で、丸投げに近いような形でやるような雰囲気もあ

りますけれども、私はこれはとてもいいと思っています。困難な人も様々な特徴があるわけで、それに合わせた居住支援、例えば、ひとり親支援や、障害のある方でも障害の内容に応じて支援するとか、それを頭に入れた方がいい。居住支援法人を活用して、居住支援協議会でも大いにやったらいいのではないかと思います。

○小林委員長

前半の「多様なニーズに応じた住まいづくりの推進」という表現ではない方がいいというご意見ですが、これは恐らく事務局に聞くよりは、皆さんの意見の方が重要だと思いますので、どなたかご意見ある方いらっしゃいますか。

中島委員は、セーフティネットが中心なので、安全あるいは安心な住まいということを表現したらどうかというご意見でした。いかがでしょうか。

○中島副委員長

先ほどの発言ですが、もし多様なニーズを入れるなら若者支援もメニューに入れてほしいということです。

○小林委員長

セーフティネットだけではなくて若者支援もということですか。

○中島副委員長

セーフティネットに近いと思います。

○小林委員長

そちらについては事務局いかがですか。若者支援もメニューに入れてほしいという意見でした。

○事務局

参考としてつけております「基本目標（１）多様なニーズに応じた住まいづくりの推進」ですが、資料５の１枚目には、「（１）住宅セーフティネットの充実」というふうに記載させていただいております。こちらの参考の方でも、新計画の基本目標に関しては、事務局の方では「基本目標（１）住宅セーフティネットの充実」ということで整理していたところですが、資料に誤りがございました。申し訳ございません。事務局の方では、「基本目標（１）住宅セーフティネットの充実」というふうに考えていたのですが、その表現があまり相応しくない、もしくはこういう言葉を入れた方がいいということであれば、そのご意見に関しては、それを基にこちらの方でまた検討させていただきたいと思います。中島委員からは、施策の方の話もあったかと思うのですが、こちらは新計画の３つの基本目標に沿って、並べ替えをしたときにはこうなるというような参考例でつけているものになりますので、このままというわけではなくて、今後必要に応じて変わっていくというふうに考えていただければと思います。以上です。

○小林委員長

よろしいですか。資料の２枚目に誤りがあったということですね。皆さん、修正しておいてください。

他に、いかがでしょうか。

○大井委員

ひとつ問い合わせなんですけれども、分譲マンションの適切な管理という新しい施策の方向性がございます。今年の6月にマンション管理適正化の新制度が施行されており、内容としては、行政が積極的にマンションに対して指導や援助、優良マンションの制度など、色々な施策をするような形になっております。今回の船橋市においては、こちらの方の施策を考えながら提案していてもいいのかなどか。また船橋市としては、適正化診断や新制度に関して、こういう制度を実施するのかわからないのか。その辺を先にお伺いしておいて、今後のマンション施策について、色々ご意見をしたいと思っております。以上です。

○小林委員長

事務局からいかがでしょうか。

○事務局

今おっしゃったのは、「マンション管理適正化推進計画」のことかと思っておりますけれども、住宅政策課でも、計画については、国からの基本指針・基本方針等が示されておりますので、そちらを参考に準備を進めているところでございます。

○小林委員長

では、是非メニューに「マンション管理適正化推進計画」の策定を入れてほしいですね。それでよろしいですか。

他に、いかがでしょうか。

○高橋（章）委員

前回は少しお話しして、今回もなんですが、今回の新計画の基本体系の施策メニューの中で、サービス付き高齢者向け住宅についてどこに入っているのかという確認が一点。それと、国交省では、サービス付き高齢者向け住宅は今後も整備していくというふうな話もしているわけですが、令和2年10月現在もサービス付き高齢者向け住宅等が必要だということであればいいんですが、コロナ禍であったり、倒産とかもあったり、これは経営次第なんだろうけれども、今後、総量規制などを考えずにサービス付き高齢者向け住宅などを国交省は増やしていくということなんです。新しい計画は国の指針を踏まえるということだったので、前回は、施設整備についての下限目標的なものが既にあるんだということも聞いたものですから、今回もそういう指針が事前にあって、こういったことを考えていくようになるのでしょうか。

○小林委員長

事務局から、サービス付き高齢者向け住宅の整備方針についていかがですか。

○事務局

サービス付き高齢者向け住宅については、現行の「高齢者居住安定確保計画」にも、当時示された下限目標値が掲載されております。そこまでが数値として示されているものでして、新しい計画の中でここについてどのような形で取り扱っていくかについては、現時点では特段どちらとも決まっていないような状況です。

○高橋（章）委員

そうすると、これは、基本目標もしくは施策の方向などどこのカテゴリーになるのでしょうか。

○事務局

カテゴリーとしましては、高齢者向け住宅ですので、「高齢者居住安定確保計画」の中の多様な住まいの確保のカテゴリーに入ってくると思います。

○小林委員長

ご意見があればどんどん出していただいて、こういう施策を盛り込んだ方がいいというものも是非出していければと思います。先程、中島委員から居住支援法人のお話がありましたけれども、居住支援協議会の活動の中の一環ということで、是非重視していただければと思います。

他に、いかがでしょうか。

○高橋（弘）委員

資料5で、現計画の「1-2 高齢者等の住まいに係る取り組み」というところが、ずっと下にあって、新計画では「高齢者の多様な住まい方の充実」ということになっています。これについて、言葉ではすごく分かり易いんですけど、多様な住まいの確保というのは、「多様な」がどういうものを指すのかが見えないし、これが結局、老人ホームやサ高住というカテゴリーだけだったら、代わり映えがしないのではないかと思うのですが、これについて何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局

「高齢者居住安定確保計画」は、先程ご説明いたしました通り「住生活基本計画」の中に含まれている形で作成いたします。と言いますのは、住宅政策の中で、もちろん高齢者が全体的に増加しているということもございまして、ひとつひとつの事業について、高齢者という視点に立って捉えなおして、高齢者の計画として掲載することで、改めて「高齢者居住安定確保計画」とするという方針であります。多様な住まいの確保の中で、先程のサ高住等の施設ももちろん入ってきますけれども、例えば、家賃低廉化住宅等についても、セーフティネットの充実の中でも謳われる内容であるとともに、高齢者という視点からも当然に重要な施策になっていると思いますので、そういったことを含めて掲載する方向で考えております。以上です。

○小林委員長

何か具体的に盛り込んでほしいことはありますか、高橋委員。

○高橋（弘）委員

大丈夫です。ただ、今言っておられた「住宅セーフティネットの充実」というところは、現行計画から青い矢印が引かれていて、もう施策の方向として入っているのではないですか。なので、今おっしゃられたことは、「高齢者の多様な住まい方の充実」というところの紫の矢印とは関係ないんじゃないかという気がします。それと、紫の矢印の向かっている先がどういふものになっていくのかというのがよく分かりません。セーフティネットというのは分かりますけれど、セーフティネットは、もう青い矢印のところに入れて、それを使いましょうと入ってございますよね。だから今のおっしゃり方だと、この紫の矢印の説明になっていないのではないかと思います。

○小林委員長

事務局から、説明はありますか。「住生活基本計画」というのは、「高齢者居住安定確保計画」を全部含めたものになっている。その部分を合体するという意味なので、セーフティネット関係は両方に再掲して載せるという形になる。ですから「高齢者居住安定確保計画」だけを取り出せば、その冊子だけで計画として通用するというふうにしたい。こういうことですね。

○中島副委員長

資料4 本の章立てで、「第8章 計画の実現に向けて」ということで、「8-1 市営住宅の今後のあり方」、「8-2 本計画と関連の深いその他の計画」、となっています。一般的なことになってしまいますけれども、4章から7章までを実現するために8章があるとすると、8-1と8-2はちょっとずれてきているかなと思うんです。先程の住宅確保給付金や、あるいは高齢者のように、他の部局との連携をより緊密にするとか、そういったことがここに書かれるし、その中で住宅政策課の役割がどうなってるかなど、計画の実現に向けた内容をもう一度検討してほしいと思います。

○小林委員長

これはご意見ということで検討をお願いします。

私から質問なんですが、次回に素案が出てきますけれども、その時に色々な施策メニューが出てくると思います。そのメニューについて委員の方が色々意見を言って、修正してほしいとか追加してほしいとか、そういうことを言えるスケジュールになっていますか。その確認だけお願いします。もしそういうスケジュールになっていないと、今日色々な要望を出していただかないといけなくなるので、そここのところの確認が大事なのでお願いします。

○事務局

冒頭の松戸市長の挨拶でもありましたけれども、新型コロナウイルスの影響で遅れてしまっているというのも事実でございます。市として必要な手続きを経た上でということになりますけれども、年度を跨いで策定するというのも視野に入れて考えていきたいと思っています。その際、皆様には委員として継続していただくよう、お願いしたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○小林委員長

今の回答が間接的だったのですが、次回、メニューの修正など、そういう意見を反映できるんですかということに対しては、反映できるということでしょうか。

○事務局

補足いたします。次回の会議は1月下旬から2月上旬を予定しているんですけれども、その時点で、今日いただいた意見等も踏まえた中で、素案の下案のような形のを提示する予定でございます。今回以上に具体的に資料があつての会になるかと思っておりますので、そこでいただいたご意見をまた反映した形で、その後、皆様に改めて施策メニュー等についても、もう一度案をお示しするような計画でおります。

○小林委員長

分かりました。そういうご説明ですので、細かい点については次回、十分に議論できるということですので。よろしいでしょうか。

そうすると、今日は大枠だけ、だいたいこの方向でいいのではないかということについて、大枠については、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林委員長

はい、ありがとうございます。次回については、具体的な施策メニュー、その他、皆さんの立場から、是非ご提案いただければと思います。

あと、今日は第一回ですので、公募委員の方から一言いただくとありがたいんですが、藤井委員、何か一言いただくことは可能ですか。普段こんなことについて考えているということでも結構です。何かご意見ありませんか。

○藤井委員

初めてなので、なかなか皆さんのご意見が、全体的にきちっとイメージできないのですが、あまり飛び跳ねた意見をここでお話すると、飛躍しすぎるかなと思っています。今回、私がこの会議に参加しようと思ったことの一つには、国連の 17 分野の持続可能な開発目標 (SDGs)、これについて盛り込んだら発展的になるのではという気持ちを持っていました。何か高所に立った視点からお話ししていただければ、この会議がもう少しふくよかになるかなと思っておりました。あまり飛び跳ねた話をすると会議が支離滅裂になるとは思いますが、よろしく願いいたします。

○小林委員長

跳ねた意見で構いませんので、どんどん思っていることをお話いただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。他に発言がない方で、一言という方、いらっしゃいますか。時間がきてしまったので、この辺りで締めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次回以降について、事務局から説明をお願いします。

5. その他

○事務局

先程の質問の回答の繰り返しにもなりますけれども、次回の策定委員会について、1月下旬から2月上旬頃を予定しております。その際には素案をお示しできるよう準備いたします。

また、詳しい日程につきましては、決まり次第、お知らせいたします。以上でございます。

○小林委員長

皆さん、何かご質問・ご意見ありますか。よろしいでしょうか。

○中島副委員長

最終は夏ぐらいになると、最初に市長がおっしゃってましたけれども、そうなんですか。

○小林委員長

最終とりまとめについて確認がありましたので、お願いします。

○事務局

そうですね、夏頃になろうかと考えております。

○小林委員長

よろしいでしょうか。以上で、本日の第1回船橋市住生活基本計画策定委員会を終了します。

どうもありがとうございました。